

平成31年度税制改正 のポイント解説

大倉佳子税理士事務所
税理士 大倉 佳子
◆マイベストプロ認定税理士
◆リロクラブ指定税理士

平成31年度税制改正の主要項目

所得税

- ・住宅ローン控除の控除期間の3年延長特例の創設

資産税

- ・個人事業者の事業承継税制の創設
- ・事業用小規模宅地特例の厳格化
- ・教育資金一括贈与非課税制度等の延長
- ・民法(相続関係)改正に伴う税制上の措置

法人税

- ・中小企業の法人税の軽減税率の特例の延長
- ・みなし大企業の範囲の適正化
- ・イノベーション促進のための研究開発税制の見直し
- ・中小企業経営強化税制等の延長
- ・中小企業の防災・減災設備投資減税の創設
- ・医療に係る設備投資減税の延長・創設

その他

- ・法人事業税の改組(特別法人事業税の創設)
- ・民法改正に伴う年齢要件の18歳への引下げ
- ・その他改正項目(自動車関連税制、納税環境整備他)

(注意)2019年5月以降の元号は「令和」ですが、わかりやすさを優先して「平成」で表記しています。



平成31年度税制改正要望の反映状況

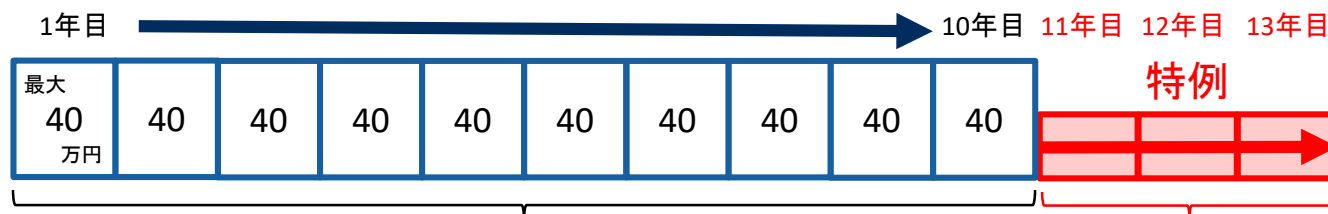
所得税	×	子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設(認可外保育施設等の利用料の一部を税額控除対象に)	厚労省
	○	未婚のひとり親に対する税制上の支援措置(寡婦・寡夫に未婚のひとり親を追加) ※住民税非課税に追加	
	○	消費税率引上げを踏まえた住宅取得対策(住宅ローン減税の拡充等)	国交省
	×	NISA制度の恒久化、金融所得課税の一体化(デリバティブ取引・預貯金等)、生命保険料控除の拡充	金融庁
資産税	○	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設等	経産省
	○	事業承継ファンドから出資を受けた場合の法人税等の特例(中小企業の特例の適用可能に)	
	×	相続した株式の譲渡における相続税(株式分)の取扱いに関する見直し(売却期間制限(3年以内)の撤廃)	金融庁
	○	教育資金一括贈与にかかる贈与税の非課税措置の恒久化・拡充 ※恒久化は実現せず	
法人税	○	中小企業・小規模事業者の「攻めの投資」を支援する税制措置の2年延長 ・中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長	経産省
	○	中小企業者等の法人税率の特例(15%)の2年延長	
	○	研究開発税制の拡充	
	×	新設法人(資本金1億円超)への繰越欠損金制度の拡充(当初10年間に)	
	○	ストックオプション税制の拡充(適用対象者の拡大・権利行使期間の緩和・行使限度額の拡大等)	
	○	地域未来投資促進税制の2年延長と賃上げ時の税額控除率や控除上限を引上げを追加	
	○	高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の2年延長	厚労省
国際課税	○	BEPSを踏まえた国内の制度整備に係る配慮(過大支払利子税制・移転価格税制の見直し)	経産省
	○	外国子会社合算税制の見直し	

減税 住宅ローン控除の控除期間の3年延長特例の創設

消費税率10%引上げに伴う住宅の駆け込み・反動減対策として、現行の10年間の住宅ローン控除に加えて、3年間の住宅ローン控除の特例が創設される。特例が利用できる場合の控除期間は合計「13年」に。11～13年目は**建物の購入価格(税抜)の2/3%(2%÷3)**が控除される。

【適用時期】平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供した場合

<住宅ローンのイメージ(一般住宅)>



建物の購入価格の2%
(消費税率2%引上げ分の負担)
を「3年間」で減税

【当初10年間は現行制度と同様】
住宅ローンの年末残高(※)×1%を税額控除
※一般住宅最大4,000万円、認定住宅最大5,000万円

+
① 建物の購入価格(税抜)(※1)の2%÷3
② 住宅ローンの年末残高(※1)×1%
いずれか**少ない金額**を税額控除(※2)

※1 建物の購入価格、住宅ローンの年末残高の控除対象限度額は一般住宅最大4,000万円、認定住宅最大5,000万円
※2 入居11～13年目も所得税から控除しきれない額は個人住民税から控除(課税総所得金額等の7%。最高13万6,500円)



- 《実務上のポイント》
- ① 消費税率10%で取得した場合のみ3年延長特例の対象
 - ② 経過措置により消費税率8%で取得した場合は対象外
 - ③ 個人(免税事業者)から取得した場合も対象外
 - ④ 「土地」部分は消費税非課税のため対象外

【計算例:入居11年目】

- ① 建物の購入価格:2,100万円×2%÷3=14万円
- ② 住宅ローンの年末残高:1,500万円×1%=15万円
- ③ ①<② ∴14万円

減税 個人事業者の事業承継税制の創設①

既存の「小規模宅地等の特例(事業用宅地)」と**選択適用**を前提に**平成31年1月1日から平成40年12月31日までの10年間の時限措置**として、納税猶予制度が創設される。法人の事業承継税制と同様に「承継計画」を作成し確認を受ける仕組みに。承継後は事業・資産の保有の継続を定期的に確認する。

対象者

個人事業者(医師・歯科医師、税理士・弁護士など士業、農業も対象)
 ※被相続人等は相続開始前に、相続人等は相続開始後に**青色申告の承認**を受けていること
 ※不動産貸付事業(アパート・駐車場等)は対象外

対象資産

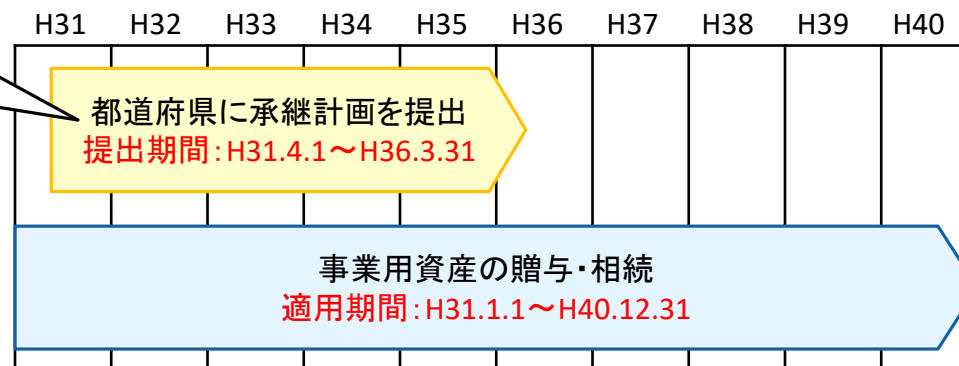
○土地(面積上限400㎡) ○建物(床面積上限800㎡) ○機械装置(工作機械、パワーショベル等)
 ○器具備品(診療機器も) ○車両運搬具 ○生物(乳牛等、果樹等) ○無形償却資産(特許権等)

猶予税額

後継者の事業承継時の納税額の全額(100%)を納税猶予

<個人事業者の事業承継税制の適用期間>

認定経営革新等支援機関の指導・助言を受けて作成



減税

個人事業者の事業承継税制の創設②

<事業用小規模宅地特例、個人事業者の事業承継税制、法人の事業承継税制の特例の比較>

区分	個人事業者・後継者		(参考)法人の経営者・後継者
	事業用小規模宅地特例	【創設】個人事業者の事業承継税制	法人の事業承継税制の特例
適用期間	—	選択 H31.1.1~H40.12.31(10年間)	H30.1.1~H39.12.31(10年間)
適用時期	相続時のみ	相続時、生前贈与時	同 左
内容	課税価格の80%を減額	課税価格100%の相続税・贈与税を納税猶予・免除	同 左
対象資産	事業用宅地(面積上限400㎡)	特定事業用資産 ① 事業用宅地(面積上限400㎡) ② 事業用建物(床面積上限800㎡) ③ 一定の減価償却資産(固定資産税または営業用として自動車税・軽自動車税の課税対象) ※青色申告書に添付される貸借対照表に計上されたもの	非上場株式等
承継計画	—	① 認定経営革新等支援機関の指導・助言を受け作成 ② H31.4.1~H36.3.31の間に都道府県に提出 ③ 都道府県が確認・認定	同 左 (提出期間はH30.4.1~H35.3.31の間)
継続要件	申告期限まで (宅地保有・事業継続)	終身 (資産保有・事業継続)	同 左 (株式保有・法人事業継続)
その他	—	担保の提供 猶予取消し時は猶予税額と利子税を納付	同 左

増税 事業用小規模宅地特例の厳格化

- ①小規模宅地等の特例(事業用宅地)について特に悪質な利用を排除するため、**相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地**について、特例の対象から**除外**される。
 - ②ただし、①に該当する宅地であっても、その宅地の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、その宅地の相続時の価額の15%以上の場合は特例の対象となる。
- 【適用時期】平成31年4月1日以後に相続・遺贈による取得(ただし平成31年3月31日以前から事業の用に供されているものを除く)

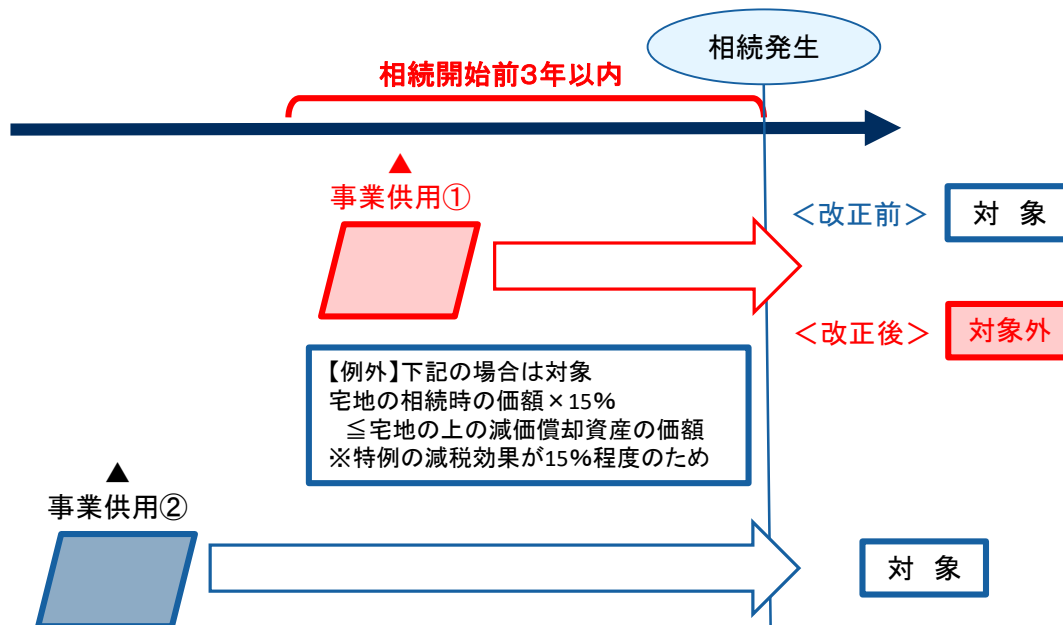
<小規模宅地等の特例>

区分	減額割合	適用対象面積	相続開始前3年以内に事業供用した宅地
居住用宅地	80%	330㎡まで	—
事業用宅地	80%	400㎡まで	対象外 H31.4.1~
貸付用宅地	50%	200㎡まで	原則対象外 H30.4.1~ 【平成30年度改正】

<税制改正の背景と影響>

相続直前に借入れをして事業用宅地を購入
 改正前: 「小規模宅地等の特例の80%減」と「債務控除」の両方可
 ⇒相続税申告直後に廃業や宅地を売却する悪質な利用も
 ※会計検査院の報告(平成29年11月)で指摘

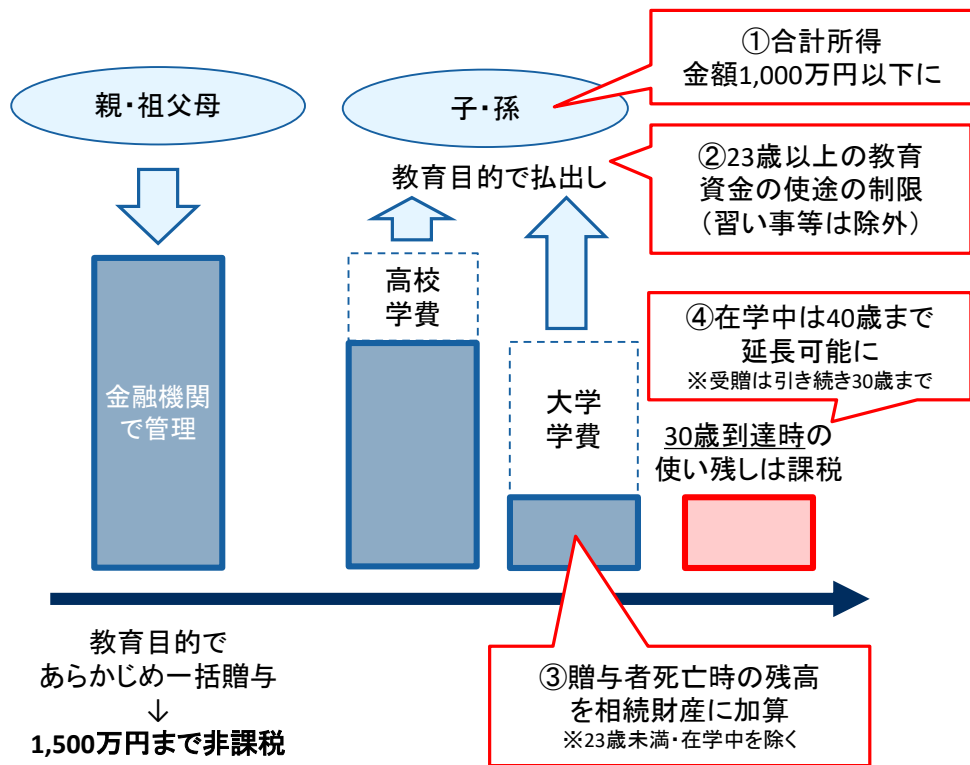
改正後: 「相続開始前3年以内」に事業供用した場合は80%減の対象外に



減税 教育資金一括贈与非課税制度等の延長

直系尊属から受ける教育資金の一括贈与を非課税とする制度が、適正化の観点から贈与を受ける者の所得制限、教育資金の用途、節税防止の見直し等が行われた上で平成33年3月31日まで2年延長される。また、結婚・子育て資金一括贈与非課税制度も所得制限が行われ同様に2年延長される。

＜教育資金贈与一括非課税制度のイメージ＞



【適用時期】 図中①・③はH31.4.1～、②・④はH31.7.1～

区分		教育資金一括贈与 非課税制度	結婚・子育て資金 一括贈与非課税制度
適用期間		H25.4.1～H31.3.31 →H33.3.31まで延長	H27.4.1～H31.3.31 →H33.3.31まで延長
贈与者		親・祖父母	親・祖父母
受贈者	条件	子・孫(0歳～30歳)	子・孫(20歳～50歳)
	所得制限	所得制限なし →高所得者を除くため合計所得金額1,000万円以下に制限	
対象費用		入学金、授業料、塾、 習い事など →23歳以上の教育資金の 用途を学費・留学渡航費・ 教育訓練費等に限定	【結婚】挙式費用、新居の住 居費、引越し費用など 【子育て】不妊治療費、出産 費用、子の医療費・保育費 など
非課税限度額		1,500万円	1,000万円
贈与者死亡時の 取扱い		贈与者死亡時の残高を 相続財産に加算しない →租税回避防止のため 相続財産に加算	租税回避防止のため 贈与者死亡時の残高を 相続財産に加算

民法（相続関係）改正に伴う税制上の措置

平成30年7月に「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、新たに創設された「配偶者居住権」や「特別寄与料」に対する税制上の措置が講じられる。

配偶者居住権

配偶者が居住していた被相続人所有の建物について、遺産分割協議等により終身又は一定期間、無償でその建物に居住できる権利

【相続税の評価方法】

①配偶者居住権：

建物の時価 $\frac{\text{建物の時価} \times (\text{残存耐用年数} - \text{存続年数})}{\text{残存耐用年数}}$ \times 存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

②配偶者居住権が設定された建物（居住建物）の所有権：

建物の時価 $-$ 配偶者居住権の価額(①)

建物・土地等の時価は、それぞれ配偶者居住権が設定されていない場合の時価とする

③配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利：

土地等の時価 $-$ 土地等の時価 \times 存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

④居住建物の敷地の所有権等：

土地等の時価 $-$ 敷地の利用に関する権利の価額(③)

【物納】物納劣後財産に居住建物とその敷地を追加

【登録免許税】配偶者居住権の設定の登記に課税
居住建物の価額(固定資産税評価額) \times 2/1,000



特別寄与料

被相続人の療養看護等を行った親族(被相続人等を除く)が、相続人に対して支払いを請求できる金銭

【相続税】

① 特別寄与者

特別寄与料を遺贈により取得したとみなして相続税の課税対象に

② 特別寄与料を支払う相続人

特別寄与料を支払う相続人の課税価格からその額を控除

減税 中小企業の法人税の軽減税率の特例の延長

日本経済は緩やかな回復基調にあるものの、外部環境変化の影響を受けやすい中小企業には依然として予断を許さない状況となっている。そこで中小企業の財務基盤の安定・強化を図るために、中小企業者等の年所得800万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率の特例15%（本則税率：19%）の適用期限が「平成33年3月31日までに開始する事業年度」まで2年延長される。

法人区分	所得	H30.4.1～H31.3.31 に開始する事業年度	H31.4.1～H33.3.31 に開始する事業年度
大企業 (資本金1億円超の法人等)	—	23.2%	
中小企業 (資本金1億円以下の法人等)	年800万円超		
	年800万円以下	15% (軽減税率の特例)	【改正前】19% (本則税率) ↓ 【改正後】15% (軽減税率の特例)

増税 みなし大企業の範囲の適正化

中小企業関連税制の趣旨に基づき、「租税特別措置法のみなし大企業」の範囲が適正化される。

＜法人税法のみなし大企業＞

- 大法人(または100グループ内の複数の大法人)に発行済株式の全部を直接・間接に保有されている資本金1億円以下の法人

※大法人
・資本金5億円以上の法人など

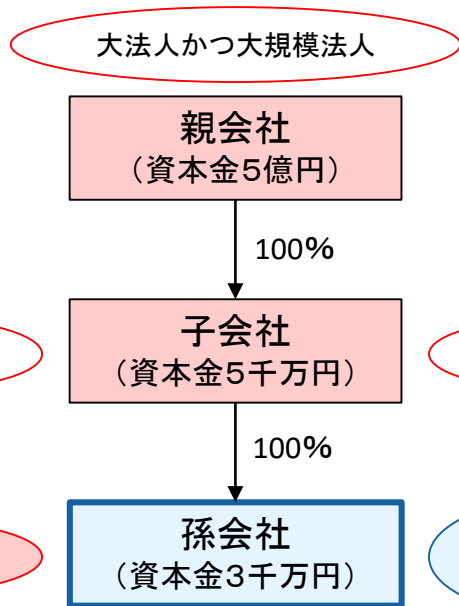
みなし大企業

親会社(大法人)が間接的に100%保有のため「みなし大企業」に該当

みなし大企業

《実務上のポイント》

租税特別措置法のみなし大企業になると中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制、中小企業経営強化税制、30万円未満の少額減価償却資産の特例などが対象外に



＜租税特別措置法のみなし大企業＞

- 同一の**大規模法人**に発行済株式の1/2以上を直接保有されている資本金1億円以下の法人
- 複数の**大規模法人**に発行済株式の2/3以上を直接保有されている資本金1億円以下の法人

みなし大企業

【問題点】
子会社が**大規模法人**に該当しない場合、孫会社は「**中小企業**」に該当

【改正前】
中小企業

※大規模法人の範囲
・資本金1億円超の法人
・出資がない法人は従業員数1,000人超

【追加】

- ・大法人(注)の100%子法人
- ・100%グループ内の複数の大法人(注)に発行済株式の全部を保有されている法人
- (注) 資本金5億円以上の法人など

【改正後】
みなし大企業

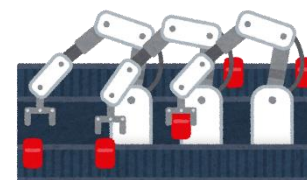
減税 イノベーション促進のための研究開発税制の見直し

イノベーション促進の観点から、メリハリをつけた見直しが行われる。

【適用時期】平成31年4月1日以後に開始する事業年度から

総額型	改正前	改正後
税額控除率	試験研究費の増減に応じて6%~14%(中小法人:12%~17%)	試験研究費の増減に応じて6%~14%※(中小法人:12%~17%※) * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合: 上記割合 × (試験研究費割合 - 10%) × 0.5%を加算※
控除上限	法人税額 × 25% (下記*は高水準型との選択) * 中小法人:10%上乗せ(増加率5%超の場合) * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合:最大10%上乗せ	法人税額 × 25%(研究開発を行う一定のベンチャーは40%) * 中小法人:10%上乗せ(増加率8%超の場合)※ * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合:最大10%上乗せ※

高水準型	改正前
税額控除率	(試験研究費割合 - 10%) × 20%
控除上限	法人税額 × 10%



※平成32年度末までの時限措置
総額型の税額控除率は
大法人:10%超の部分
中小法人:12%超の部分

オープンイノベーション型	改正前	改正後
税額控除率	特別試験研究費の内容に応じて20%または30%	特別試験研究費の内容に応じて20%、25%または30%
控除上限	法人税額 × 5%(一般試験研究費とは別枠)	法人税額 × 10%(一般試験研究費とは別枠)
対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> 国の試験研究機関等・大学との間の共同・委託研究 民間企業との共同研究、中小企業の知的財産権使用料など 	<p>【対象範囲の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発型ベンチャーとの共同研究・委託研究(25%) 一定の民間企業への委託研究(20%) 特定用途医薬品等に関する試験研究(20%)を追加

減税 中小企業経営強化税制等の延長

- ① 中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の適用期限が平成31年3月31日から平成33年3月31日まで2年間延長される。
 - ② 中小企業経営強化税制は、**対象設備の明確化・適正化**が行われる。
 - ③ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、**収益力向上要件**が追加される。
- ※個人事業者も同様

＜中小企業の設備投資減税と対象設備＞

	即時償却 10% (7%) 税額控除	30%特別償却 7%税額控除
建物附属設備	中小企業経営強化税制 ⇒対象設備の明確化・適正化	商業・サービス業・ 農林水産業活性化税制 ⇒ 収益力向上要件を追加
器具備品		
工具		
機械装置		
ソフトウェア		中小企業投資促進税制
車両運搬具	—	
建物・構築物		—

＜収益力向上要件(※)＞

経営改善設備の投資計画の実施を含む経営改善により売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込み

認定経営革新等
支援機関等の確認

(※)適用時期

平成31年4月1日以後に取得する経営改善設備
ただし、平成31年3月31日までに交付を受けた経営改善指導助言書類に係る設備のうち平成31年9月30日までに取得したものは確認不要

《実務上のポイント》

- ① 中小企業経営強化税制と商業・サービス業・農林水産業活性化税制は**認定経営革新等支援機関等**の関与が必要
- ② 中小企業経営強化税制の対象設備に**働き方改革に資する設備**(休憩室に設置される冷暖房設備や作業場に設置されるテレワーク用PC等)も含まれるとQ&A集等を通じて明確化



(参考) 発電設備と中小企業経営強化税制

【中小企業経営強化税制の対象設備の適正化】

1/2超の売電を見込む発電設備については、平成31年4月1日以後に申請される計画に記載されたものから中小企業経営強化税制の対象外となる。

【改正の背景】

中小企業経営強化税制の条件の1つ
=対象設備を「指定事業」に供しているか



売電は「電力業」で本来なら対象外だが、一部でも発電した電気を指定事業に利用していれば残りを売電しても対象に



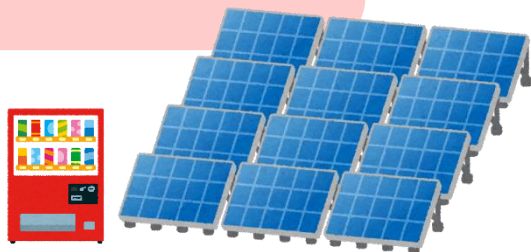
太陽光発電設備の敷地に自動販売機を設置してわずかな電気を自動販売機に利用(電気業以外の指定事業)する等の極端な事例が問題視



<中小企業経営強化税制の適用>

売電の見込み(※)	~H31.3.31	<u>H31.4.1~</u>
1/2超	対象	対象外
1/2以下		対象

※発電設備等の記載がある経営力向上計画については売電の見込みを確認するため「発電設備等の概要等に関する報告書」の添付が必要



減税

中小企業の防災・減災投資設備減税の創設

中小企業の事業活動に災害が与える影響を踏まえ、青色申告書を提出する中小企業者のうち「**事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画(仮称)**」の認定を受けたものが行う防災・減災設備投資(特定事業継続力強化設備等)について、**20%の特別償却**ができる制度が創設される。個人事業者も同様

【適用期間】中小企業等経営強化法の改正法の施行日から平成33年3月31日までの間に取得・事業供用

対象設備	具体例	取得価額	特別償却率
機械装置	自家発電機、排水ポンプ、制震・免震装置	単品100万円以上	20%
器具備品	照明器具、衛星電話、データバックアップシステム	単品30万円以上	
建物附属設備	貯水タンク、浄水装置、防火シャッター消火設備、排煙設備 等	単品60万円以上	



事業継続力強化計画(仮称)

【対象事業者】

- ・中小企業や小規模事業者

【計画記載事項】

- ・取組内容 ・実施期間
- ・防災・減災設備の内容 など

経済産業大臣
の認定

《実務上のポイント》

- ・4月時点で関連法案が国会審議中であり、各計画の内容や手続きは不明のため今後出される情報に注意が必要



(参考) 認定経営革新等支援機関による支援制度

認定経営革新等支援機関

中小企業・小規模事業者が安心して経営相談等を受けられるために専門知識・実務経験が一定レベル以上の者(税理士・公認会計士・弁護士、金融機関等)に対して国が認定する公的な支援機関

中小企業経営強化税制(即時償却または10%(7%)税額控除)

商業・サービス業・農林水産業活性化税制(30%償却または7%税額控除)

経営力向上要件
が追加

中小企業の固定資産税の減額特例(3年間1/2に軽減) ※H31.3.31で終了

優遇税制の活用

所得拡大促進税制の上乗せ(控除率を通常15%→25%に)

法人の事業承継税制の特例(非上場株式等の相続税等の納税猶予等)

個人事業者の事業承継税制(個人事業用資産の相続税等の納税猶予等)

創設

再編・統合等(M&A)に係る税負担の軽減(登録免許税・不動産取得税)

※中小企業の防災・減災設備投資減税も支援対象になる可能性あり

資金調達の活用

日本政策金融公庫の低利融資(金利0.9%引下げ)など

補助金の優先採択

ものづくり補助金・事業承継補助金など審査時に加点

減税

医療に係る設備投資減税の延長・創設

消費税率10%引上げに伴う医療に係る控除対象外消費税問題に対応するため、医療に係る設備投資減税が次のとおり延長・創設される。個人事業者も同様

① 高額な医療用機器等の特別償却制度の2年延長

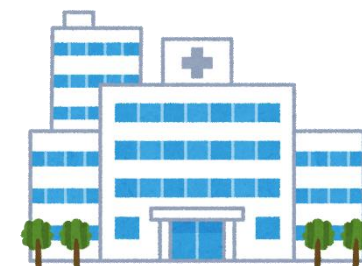
対象者	青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むもの
適用期間	平成33年3月31日までの間に取得等・事業供用【2年延長】
対象設備	一定の医療用機器(単品500万円以上) ※対象機器の見直し(効率的配置促進)
優遇措置	取得価額の12%特別償却

② 医療提供体制の確保に資する勤務時間短縮用設備に係る措置の創設

対象者	青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むもの
適用期間	平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に取得等・事業供用
対象設備	医師の勤務時間短縮のために必要な器具備品・ソフトウェア(単品30万円以上)
優遇措置	取得価額の15%特別償却

③ 地域医療提供体制の確保に資する病床の再編等に係る措置の創設

対象者	青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むもの
適用期間	平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に取得等・事業供用
対象設備	地域医療構想で合意された病床の再編等の建物・附属設備
優遇措置	取得価額の8%特別償却





(参考) 医療の控除対象外消費税問題への対応

平成30年度までの
税制改正要望

非課税還付方式

社会保険診療等に係る医療に対する消費税について、現行の制度を前提に診療報酬に上乗せされている仕入れ税額相当額を上回る仕入消費税額を還付可能な措置に
⇒ 仕入れ税額を控除し、還付できるのは課税のみという消費税の基本的仕組みに合わない指摘

平成31年度
の税制改正要望

新たな税制上の仕組みの提言

従来どおり**診療報酬の補てん**による対応。平成30年8月に日本医師会等の関係団体から「控除対象外消費税問題解消のための新たな税制上の仕組みについての提言」。

平成31年度税制改正大綱

①医療機関等における
控除対象外消費税問題
への対応

平成元年の消費税導入以来、仕入れ税額相当分を診療報酬で補てんする措置が講じられてきたが、補てんにばらつきがある等の指摘があった。
⇒ 今後は**診療報酬の配点方法を精緻化**することにより、補てんのばらつきを是正
⇒ さらに**実際の補てん状況を継続的に調査し、必要に応じて見直す**

②高額設備投資における
医療機関の消費税負担
への対応

- ・高額な医療用機器等の特別償却制度の2年延長
- ・医療提供体制の確保に資する勤務時間短縮用設備に係る措置の創設
- ・地域医療提供体制の確保に資する病床の再編等に係る措置の創設

整備 法人事業税の改組（特別法人事業税の創設）

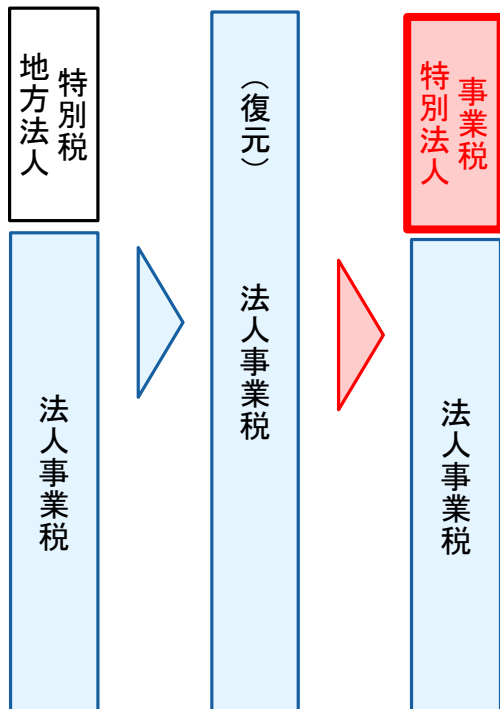
改正前は消費税率10%引上げ時に地方法人特別税が廃止され、法人事業税が復元される予定だった。しかし、大都市に集中する地方法人2税（法人事業税・住民税）の税収格差是正のため、法人事業税の一部を分離して「**特別法人事業税(国税)**」が創設される。

【適用時期】平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用

<～H31.9.30> <H31.10.1～(10%時)>

改正前

改正後



法人区分	所得	～H31.9.30			H31.10.1～			
		改正前			改正前	改正後		
		法人事業税	地方法人特別税	合計	法人事業税	法人事業税	特別法人事業税	合計
資本金1億円超	年400万円以下	0.3%	事業税 × 414.2%	1.5426%	1.9%	0.4%	事業税 × 260%	1.44%
	年800万円以下	0.5%		2.571%	2.7%	0.7%		2.52%
	年800万円超	0.7%		3.5994%	3.6%	1%		3.6%
資本金1億円以下	年400万円以下	3.4%	事業税 × 43.2%	4.8688%	5%	3.5%	事業税 × 37%	4.795%
	年800万円以下	5.1%		7.3032%	7.3%	5.3%		7.261%
	年800万円超	6.7%		9.5944%	9.6%	7%		9.59%

《実務上のポイント》

- ① 特別法人事業税の申告納付は、都道府県が法人事業税とあわせて行う
- ② 特別法人事業税の税収は「特別法人事業譲与税として都道府県に「人口」を基準として配分される
- ③ 資本金1億円超の普通法人の所得割の制限税率は標準税率×1.7倍(改正前:1.2倍)に引上げ
- ④ 東京都では本年10月1日までの間に開かれる東京都議会定例会で法人事業税の税率(超過税率)を改める条例の改正案を提案する予定(東京都主税局ホームページ参照)



整備

民法改正に伴う年齢要件の18歳への引下げ

平成30年6月に成年年齢を20歳から18歳に引き下げる民法の改正(平成34年4月1日施行)に伴い、税制上の措置も18歳に引き下げられる。

区分	制度	改正前	改正後	適用時期	
所得税	NISA(非課税口座開設の年齢要件)	20歳以上	18歳以上	平成35年1月1日～	
	ジュニアNISA(未成年者口座開設の年齢要件)				
住民税	住民税の非課税措置(未成年の要件)	20歳未満	18歳未満	平成34年4月1日～	
相続税 贈与税	相続税の未成年者控除(対象となる相続人の年齢)	20歳以上	18歳以上		
	贈与税の税率の特例(子・孫の税率構造緩和)				受贈者の 年齢要件
	相続時精算課税制度				
	相続時精算課税適用者の特例(孫等も対象)				
非上場株式等の贈与税の納税猶予(特例も同様)					
その他	国税犯則調査手続における臨検等の立会人	20歳以上	18歳以上		
	国税徴収手続における搜索の立会人				
	税理士となる資格を有する者				

所得税・住民税

- ストックオプション税制
 - ・認定新規中小企業者等(仮称)が認定を受けた新事業分野開拓計画(仮称)に従って活用する取締役・使用人等以外の者を対象者に追加
- ふるさと納税の適正化
 - ・ふるさと納税(住民税の特例控除)の対象自治体を「寄附金の募集を適正に実施する都道府県・市町村」に限定
 - ・特に過度な返礼品を防止するため、返礼品を送る場合は①返礼割合を3割以下、かつ、②地場産品に制限
 - ・適用時期:平成31年6月1日以後の寄附から
- 子どもの貧困に対応するための「未婚の親」の住民税の非課税措置
 - ・児童扶養手当の支給を受けている児童の父・母のうち、婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者を住民税の非課税措置の対象に追加(前年の合計所得金額が135万円超の場合を除く)
 - ・児童は父・母と生計を一にする子で前年の総所得金額等の合計額が48万円以下
 - ・適用時期:平成33年度分以後の住民税
- 東京オリンピック・パラリンピックの参加者等の非居住者の所得税の非課税
- 源泉徴収における源泉控除対象配偶者等の見直し
 - ・源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る控除は夫婦いずれか一方しか適用できないよう整備等
- 所得税の確定申告書の記載事項等の見直し
 - ・所得控除額が年末調整で適用を受けた額と同様の場合は合計額のみ確定申告書に記載可能に
 - ・給与所得者の住宅ローン控除申告書の記載事項の簡素化、住宅ローン控除証明書の記載事項の明確化

土地・住宅税制

- 空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例
 - ・被相続人が老人ホーム等に入居していた場合を対象に加えた上で適用期限を平成35年12月31日まで4年延長
- 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置⇒平成33年3月31日まで2年延長
- サービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税・不動産取得税の減額措置⇒平成33年3月31日まで2年延長

法人税・国際課税

- 事業承継ファンドから出資を受けた場合の法人税等の特例
 - ・中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制等の適用可能に
- 地域未来投資促進税制
 - ・一定の設備について特別償却率40%→50%、税額控除率4%→5%に拡充する等の見直しを行い、適用期限を2年延長
- 仮想通貨の取扱い
 - ・期末評価:時価法の導入(活発な市場が存在する仮想通貨は時価評価により評価損益を計上)
 - ・譲渡時期:譲渡に係る契約をした日の属する事業年度に譲渡損益を計上
 - ・評価方法:移動平均法又は総平均法による原価法(法定算出方法:移動平均法による原価法)
 - ・適用時期:平成31年4月1日以後に終了する事業年度から(経過措置あり)
- 公益法人等・協同組合等の貸倒引当金の10%割増特例
 - ・適用期限(平成31年3月31日)をもって廃止(経過措置あり)
- 過大支払利子税制の見直し
 - ・対象利子の範囲、損金算入限度額の算定方法の見直し等
- 移転価格税制の見直し
 - ・対象となる無形資産の明確化、独立企業間価格の算定方法の整備等
 - ・移転価格税制に係る法人税の更正期間・更正の請求期間等を7年(改正前:6年)に延長
- 外国子会社合算税制の見直し
 - ・特定外国関係会社の範囲、対象外国関係会社(非関連者基準)等の見直し

自動車関連税

- 自動車税
 - 消費税率10%への引上げにあわせ、平成31年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車について税率を引下げ
 - ※恒久減税による地方税の減収はエコカー減税の見直しやグリーン化特例の重点化、環境性能割の基準見直しで財源確保
- 環境性能割
 - 自動車取得時の負担感を緩和するため、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に自家用乗用車を取得した場合、税率を1%分軽減する時限措置を設ける

その他

○消費税

- ・外国人旅行者向け消費税免税制度(輸出物品販売場制度)の拡充、臨時免税店制度の創設
- ・金地金等の密輸に対応するための消費税における仕入税額控除制度の見直し

○森林環境税

- ・国内に住所を有する個人に対して平成36年度から年額1,000円を課税(国税)。個人住民税とあわせて市町村が賦課徴収

○納税環境整備

- ・番号が付された証券口座情報の効率的な利用に係る措置
- ・情報照会手続の整備(事業者等への協力要請、報告の求め)
- ・eLTAX障害発生時の申告等に係る期限延長
- ・大法人の電子申告の義務化に伴う所要の措置(申告書の添付書類の提出方法の柔軟化等)
- ・源泉徴収票等の添付書類の不要化

手続名	添付不要とする書類	適用時期
所得税の申告	給与所得、退職所得、公的年金等の源泉徴収票 オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書 配当等をみなす金額に関する支払通知書 上場株式配当等の支払通知書 特定口座年間取引報告書 など	H31.4.1以後の提出分
相続時精算課税選択届出書 障害者非課税信託申告書	住民票の写し	H32.1.1以後の贈与分
法人設立届出書	定款等の写し以外の書類	H31.4.1以後の提出分
収益事業開始届出書	収益事業の概要等を記載した書類 合併により設立した法人に係る書類	